

## **[事案 2020-245] 新契約無効請求**

・令和3年6月16日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時に、募集人から払済保険に関する説明を受けなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年7月に特別条件付（契約後3年間の保険金額削減）で契約した米ドル建養老保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約に際し、募集人から、払済保険に関する説明を一切受けていない。
- (2) 令和元年7月、募集人に払済保険にしたいと伝えたところ、令和2年7月までできないので1年待つように言われたため、令和2年7月に再度申し出たところ、令和3年7月までできないことが判明し、さらにもう1年待つように言われた。
- (3) その後、募集人からは説明も謝罪もなく、募集人の上司の言動からも保険会社を信頼できなくなってしまった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に際し、申立人が署名した特別条件承諾書には、特別条件が付いている間（死亡保険金額の削減期間中）は、払済保険への変更ができないことが記載されており、契約時に募集人は口頭でも説明している。
- (2) 令和元年7月に、募集人が誤った説明をしたことは事実であるが、契約を無効とする理由にはならない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および契約後の問合せ時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったこと等を理由とした契約の無効は認められないが、事後的に募集人が払済保険に関して誤った説明を行ったことが認められることおよび紛争の早期解決等の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。